

学校において予防すべき感染症

学校感染症に罹患の場合は、出席停止となり登校できません。学校感染症や流行性疾患と診断された際は、担任、または保健室に報告をお願いします。

第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう・南米出血熱・ペスト・マールブルグ病・ラッサ熱・急性灰白髄炎（ポリオ）・ジフテリア・重症急性呼吸器症候群(SARS)・中東呼吸器症候群(MERS)・新型インフルエンザ等感染症・指定感染症・新感染症 *すべて治癒するまで
-----	---

	病名	出席停止期間	
第2種	空気感染または、飛沫感染する感染症で児童生徒の罹患が多く、学校において流行を広げる可能性の高いもの	新型コロナウイルス感染症	発症した日の翌日から5日を経過し、かつ解熱した翌日から1日を経過するまで
	インフルエンザ (鳥インフルエンザ H5N1 型を除く)	発症した日の翌日から5日を経過し、かつ解熱した翌日から2日を経過するまで	
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は、5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで	
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで	
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後、5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで	
	風疹（三日ばしか）	発疹がすべて消失するまで	
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹の痂皮化（かさぶた）するまで	
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで	
	結核	症状により感染のおそれがないと認めるまで	
	髄膜炎菌性髄膜炎	症状により感染のおそれがないと認めるまで	
第3種	学校教育活動を通じ学校において流行を広げる可能性のあるもの	コレラ・細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症・腸チフス・パラチフス・流行性角結膜炎・急性出血性結膜炎・その他	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	(その他の感染症)溶連菌感染症・手足口病・伝染性紅斑（りんご病）・ヘルパンギーナ・感染性胃腸炎（流行性嘔吐下痢症）・マイコプラズマ感染症など	その他の感染症は、飛沫感染が主体ではないが、放置すれば流行拡大の可能性があり、学校で流行が起こった場合にその流行を防ぐため、必要があれば校長が学校医の意見を聞き、第三種感染症としての措置をとることができる疾患	

注意：発症した日、症状が軽快した日、解熱した日は、いずれも0日としてカウントします。

参考：学校保健安全法、学校保健安全法施行規則、学校における予防すべき感染症の解説（日本学校保健会）